

◎新潟県告示第1351号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定により、次のとおり消毒方法の実施を命ずる。

令和2年12月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため
- 2 実施する区域
新潟県一円
- 3 実施の期日
令和2年12月26日から令和3年3月31日まで
- 4 実施の対象となる家きんの種類及び範囲
実施する区域内で100羽以上の鶏、きじ、あひるを飼養する農場及び10羽以上のだちょうを飼養する農場
- 5 消毒方法
県の家畜防疫員の指示するところにより、消石灰等を農場内（鶏舎の周囲及び農場外縁部）に散布する